

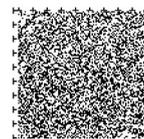
第5章 成果目標

以下の分野については、特に具体的な「成果目標」を設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設等から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標の設定にあたっては、その項目や考え方について国が基本指針^(※)を定め、市町村がそれらをもとにこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

※ 平成 18 年厚生労働省告示第 395 号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（第6期障害福祉計画）

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

(1) 第5期計画期間の振り返り

第5期計画における国の基本指針に基づき、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

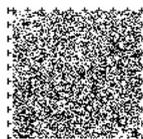
【目標1】施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の施設入所者数		135 人
上記のうち、 令和 2 年度末までの地域移行者数	目標値	5 人 (3.7%)
	実績	4 人 (R1 年度末)

【目標2】施設入所者数の削減

平成 28 年度末時点の施設入所者数		135 人
令和 2 年度末時点の施設入所者数	目標値	135 人 (±0 人)
	実績	135 人 (R1 年度末)

- いずれの項目も目標値に近い、又は目標値と同水準となっています。長期入所者の高齢化が進んでおり、入所者全体における重度障害者の割合も多くなっています。



(2) 第6期計画における成果目標

【目標1】施設入所者の地域生活への移行

○ 国の基本指針

令和元年度末の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行

○ 調布市の考え方

過去の実績及び現在の入所者の実情から、第5期に引き続き国の基本指針とは異なる独自の目標を設定することとします。地域移行者数は、第1期から第5期まで各期間5人を目標としており、第6期においても同様の目標とします。

令和元年度末時点の施設入所者数		135人
上記のうち、令和5年度末までの地域移行者数	目標値	5人(3.7%)

【目標2】施設入所者数の削減

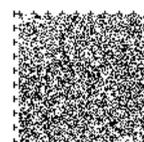
○ 国の基本指針

施設入所者数を、令和元年度末から1.6%以上削減

○ 調布市の考え方

施設入所のニーズもなお一定数存在することから、国の基本指針とは異なり、第5期と同様に令和元年度末時点の入所者数を超えないことを目標とします。

令和元年度末時点の施設入所者数		135人
令和元年度末時点の施設入所者数	目標値	135人(±0人)



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（第6期障害福祉計画）

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたり、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが「第5期障害福祉計画」より国の基本指針に「成果目標」として位置付けられています。

区市町村においては、各圏域・市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとされています。

(1) 第5期計画期間の振り返り

- 従来より開催していた「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を本成果目標に定める協議の場として位置づけ、各機関の連携をさらに深めながら、必要な支援体制の検討を行いました。

連絡会での協議・検討を通じて精神障害者の地域生活支援における課題を抽出し、計画への意見具申としてまとめました。

(2) 第6期計画における成果目標

【目標1】保健、医療・福祉関係者による協議の場

○ 国の基本指針

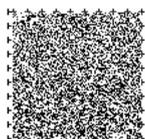
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、以下の活動指標を設定する。

- ① 協議の場の1年間の開催回数の見込み
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
- ③ 協議の場における目標設定および評価の実施回数見込み

○ 調布市の考え方

引き続き「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。連絡会では、毎年度課題となるテーマ（目標）を設定し、関係機関同士の協議・連携のもと課題解決を図ることとし、年1回その取組について評価を行います。

また、地域移行支援の対象者について、保険・医療、関連する制度の関係者が集い、退院後に地域の一員として暮らし続けられる体制について、協議を行います。



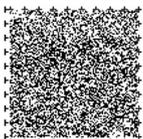
項目	令和元年度 実績	令和5年度 目標値
協議の場の1年間の開催回数の見込み	4回	4回
協議の場の参加者（機関）数	41 機関	50 機関
保健	2	2
医療（精神科）	5	6
医療（精神科以外）※訪問看護ステーション含む。	6	8
福祉（通所施設，相談支援事業所等）	16	20
介護（ヘルパー事業所，居宅介護支援事業所等）	6	8
当事者及び家族	1	1
調布市	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	未実施	年1回実施

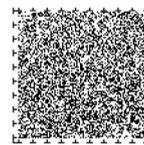


【目標2】精神障害者のサービス利用者数

障害福祉サービス等の見込み量のうち、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に特に関わるとされる地域移行支援，地域定着支援，共同生活援助及び自立生活援助については，全体数のうち精神障害者の利用者数を見込むこととされています。

サービス種別	単位	第6期計画		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
地域移行支援	全体の実利用者数（人）	8	8	8
	うち精神障害者の実利用者数（人）	7	7	7
地域定着支援	全体の実利用者数（人）	30	40	50
	うち精神障害者の実利用者数（人）	27	36	45
共同生活援助	全体の実利用者数（人）	286	298	310
	うち精神障害者の実利用者数（人）	85	89	93
自立生活援助	全体の実利用者数（人）	25	30	35
	うち精神障害者の実利用者数（人）	22	27	31





3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（第6期障害福祉計画）

障害者の地域生活支援に必要な機能を集約し、地域におけるグループホームや障害者支援施設（入所施設）に附加したものである「地域生活支援拠点」を整備します。

地域の実情に応じて、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）として整備することも可能とされています

【地域生活支援拠点の機能】

- 地域生活への移行，相談
- グループホーム等の体験
- 緊急時の受入対応体制の確保
- 人材の確保・養成
- その他地域の体制づくり等

(1) 第5期計画期間の振り返り

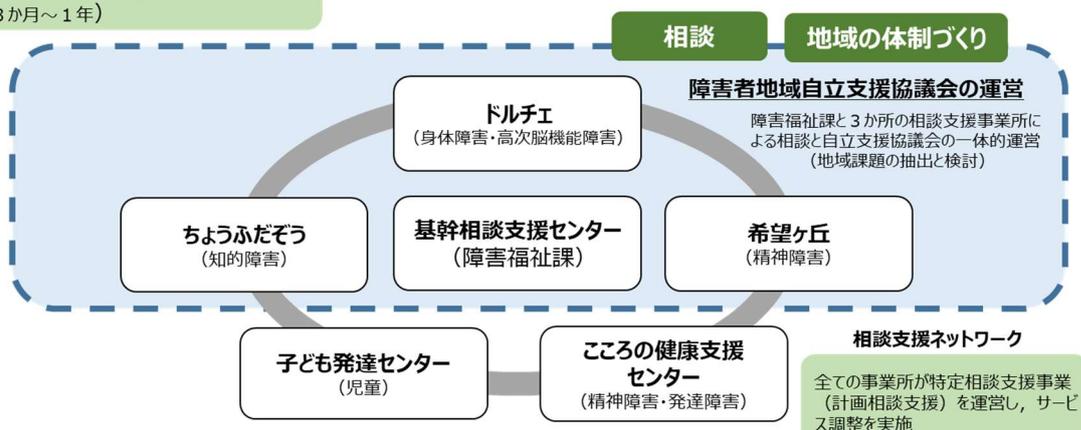
- 平成31年4月より「面的な体制」による運用を開始し、相談支援事業所を中心として各機能を担う関係機関による「調布市障害者地域生活支援拠点連絡会」を設置・開催しています。

連絡会は、「サービスのあり方検討会」と一体的な運用を図り、拠点機能に関わる地域課題の抽出を行い、「調布市障害者自立支援協議会」に結果の報告を行いました。

グループホーム等の体験

グループホームすてっぴ
 ・グループホームの体験機会の提供
 （3か月～1年）

調布市地域生活支援拠点（面的な体制）



緊急時の受入れ体制

あんしんネット

- ・緊急相談窓口（サービス調整）
※知的・発達
- ・アウトリーチ支援
- ・地域ネットワーク体制の整備

在宅障害者ショートステイ

- ・知的障害者援護施設なごみ

委託型緊急一時保護

- ・重症心身障害者（医療的ケア含む）宿泊保護
- ・身体障害者 宿泊保護
- ・障害児 宿泊保護
- ・重度重複障害者 宿泊保護
- ・障害児・者 日帰り保護

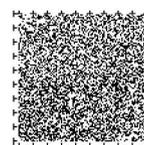
緊急一時養護事業

- ・子ども発達センター

人材の確保・養成

福祉人材育成センター

- ・福祉人材の養成（人材確保）
- ・専門性向上（質の向上）
- ・ネットワーク創出（やりがい創出・定着支援）
- ・普及啓発（福祉の仕事の魅力発信）



(2) 第6期計画における成果目標

【目標】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

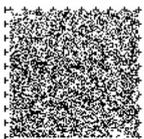
○ 国の基本指針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○ 調布市の考え方

引き続き「面的な体制」による拠点機能の維持・充実を図ります。

「調布市障害者地域生活支援拠点連絡会」において、運用状況の検証及び検討や、地域課題の抽出を行い、その結果を調布市障害者地域自立支援協議会に毎年度報告することとします。



4 福祉施設から一般就労への移行等（第6期障害福祉計画）

より多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設等での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

(1) 第5期計画期間の振り返り

第5期計画における国の基本指針に基づき、「福祉施設等から一般就労への移行等」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標1】 就労移行支援事業等^(※1)を通じての一般就労への移行者数

平成 28 年度の年間一般就労者数		26 人
令和 2 年度の年間一般就労者数	目標値	40 人 (1.5 倍)
	実績	36 人 (R1 年度)

※1 ここでは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）をいいます。

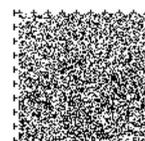
【目標2】 障害者就労支援事業^(※2)による一般就労者数

平成 28 年度の年間一般就労者数		69 人
令和 2 年度の年間一般就労者数	目標値	77 人
	実績	81 人 (R1 年度)

※2 障害者の就労支援、定着支援等を実施する「障害者就労支援センター」で行う事業をいいます。調布市では、ちょうふだぞう、こころの健康支援センター就労支援室ライズの2か所で行っています。

【目標3】 「就労移行支援」事業の利用者数

平成 28 年度末の「就労移行支援」利用者数		55 人 (H29 年 3 月)
令和 2 年度末の「就労移行支援」利用者数	目標値	66 人 (1.2 倍)
	実績	74 人 (R2 年 3 月)



【目標4】「就労移行支援」事業所の就労移行率^(※3)

平成 28 年度に 30%以上の「就労移行率」を達成した市内「就労移行支援」事業所		83.3% (5/6 事業所)
令和 2 年度に 30%以上の「就労移行率」を達成した市内「就労移行支援」事業所	目標値	50%以上
	実績	42.9% (R1 年度) (3/7 事業所)

※3 就労移行率 = 一般就労への移行者数 ÷ 就労移行支援事業の利用者数

【目標5】「就労定着支援」利用開始から1年後の就労定着率

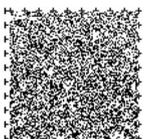
令和 2 年度における「就労定着支援」利用開始から1年後の就労定着率	目標値	80%以上
	実績	77.4% (R1 年度)

【目標6】障害者就労支援事業による就労定着率^(※4)

令和 2 年度における「障害者就労支援事業」による支援開始から1年後の就労定着率	目標値	80%以上
	実績	61.7% ^(※4)

※4 平成 30 年度中に障害者就労支援事業の支援を受けて新規に就職した者のうち、令和元年度末までに 12 か月以上就労が継続している者の割合

- いずれの項目も目標値に近い、又は目標値を既に超える水準となっています。引き続き、令和 2 年度における目標値の達成に取り組みます。
- 新規就職者の増加に伴い、定着支援（就職後の継続支援）の対象者も年々増加しています。



(2) 第6期計画における成果目標

【目標1】 就労移行支援事業等を通じての一般就労への移行者数

○ 国の基本指針

令和5年度中の一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上

また、上記のうち、以下の事業からの一般就労への移行については個別に目標値を定める。

- ・ 就労移行支援 1.30倍以上
- ・ 就労継続支援A型 1.26倍以上
- ・ 就労継続支援B型 1.23倍以上

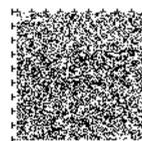
○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。就労継続支援A型については、令和元年度における一般就労への移行実績がないため、就労継続支援B型とのサービス利用者数の比較から目標値を定めます。

令和元年度の年間一般就労者数		36人
うち 就労移行支援事業からの一般就労者数		28人
就労継続支援A型事業からの一般就労者数		0人
就労継続支援B型事業からの一般就労者数		6人
その他事業からの一般就労者数		2人
令和5年度の年間一般就労者数	目標値	47人(1.30倍)
うち 就労移行支援事業からの一般就労者数		37人(1.30倍以上)
就労継続支援A型事業からの一般就労者数		1人(-倍)
就労継続支援B型事業からの一般就労者数		8人(1.23倍以上)
その他事業からの一般就労者数		1人

【目標2】 障害者就労支援事業による一般就労者数

【目標1】に加え、就労移行支援事業等の障害福祉サービスの利用による就労に限らず、より広い視点で一般就労への移行を推進するため、第5期と同様に独自に以下の指標により目標値を定めます。



令和元年度の年間一般就労者数		81 人
令和 2 年度の年間一般就労者数	目標値	85 人

【目標3】 就労定着支援事業を利用する者の割合

○ 国の基本指針

令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

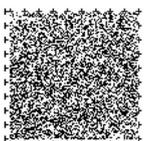
○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

令和元年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、「就労定着支援」を利用する者の割合		69.4% (25 人) ※1
令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、「就労定着支援」を利用する者の割合	目標値	70%以上 (33 人以上) ※2

※1 令和元年度に新規に就労定着支援事業を利用開始した人数

※2 【目標1】の人数(46人)×70%=32.2人



【目標4】「就労定着支援」事業所の就労定着率

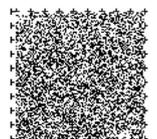
○ 国の基本指針

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

令和元年度における「就労定着支援」利用開始から1年後の 就労定着率		77.4%
令和5年度において就労定着率が80%以上となる 市内就労定着支援事業所の割合	目標値	70%以上



5 障害児支援の提供体制の整備等（第2期障害児福祉計画）

(1) 第1期計画期間の振り返り

第1期計画における国の基本指針に基づき、「障害児支援の提供体制の整備等」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標1】「児童発達支援センター」^(※1)の設置

① 第1期計画における成果目標

- 「子ども発達センター」において、児童発達支援センターへの移行体制を整備します。

② 取組状況

令和2年10月から、子ども発達センターは「児童発達支援センター」に位置付けられました。今後も地域における中核的な支援機関として専門的な知識・経験に基づき、地域の関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

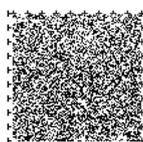
【目標2】「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築

① 第1期計画における成果目標

- 既に「子ども発達センター」において、平成26年1月から保育所等訪問支援事業を開始しており、今後も同事業を継続して実施します。

② 取組状況

子ども発達センターにおいて継続的に事業を実施しています。



【目標3】重症心身障害児を支援する施設の確保

① 第1期計画における成果目標

- 平成29年10月に、市内に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所が開設しました。引き続き、開設経費等の補助制度の継続により、事業所の開設を推進します。

また、「子ども発達センター」の通園事業において、医療的ケアが必要な児童の受入れについて、課題整理、体制整備を行っていくとともに、「調布基地跡地福祉施設（仮称）」の整備への参画において、児童発達支援、放課後等デイサービス等の児童を対象とした事業の実施についても検討します。

② 取組状況

平成30年9月から、子ども発達センター通園事業において、職員による医療的ケアを開始しています。

医療的ケアを含む重症心身障害者のための施設として三鷹市が中心となって進めている「調布基地跡地福祉施設（仮称）」の開設スケジュールを含めた整備の内容については、三市で協議、検討中です。

【目標4】医療的ケア児支援の協議の場の設置

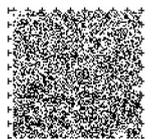
① 第1期計画における成果目標

- 平成29年度より調布市障害者地域自立支援協議会に設置した「医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活のワーキング」を、本成果目標に定める協議の場として位置付け、必要な支援体制の検討を行っていきます。

② 取組状況

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおける検討を踏まえ、第2期障害児福祉計画策定にあたり意見具申を行いました。

また、地域における支援・連携を具体的に検討する場として、新たに「医療的ケア児支援関係機関連絡会」を設置します。



(2) 第2期計画における成果目標

【目標1】「児童発達支援センター」の設置（継続）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置

○ 調布市の考え方

令和2年10月より、市が設置する「調布市子ども発達センター」を児童発達支援センターに移行したため、既に設置済みとなります。引き続き地域における中核的な支援機関として、児童と保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。

令和2年度末の児童発達支援センター数		1か所
令和5年度末の児童発達支援センター数	目標値	1か所

【目標2】「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築（継続）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

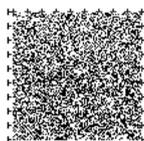
○ 調布市の考え方

既に「子ども発達センター」において事業を実施しており、今後も継続します。

【目標3】重症心身障害児を支援する施設の確保（継続）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保



○ 調布市の考え方

現在市内には重症心身障害児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所が1か所ありますが、ニーズに対して十分でない状況です。引き続き放課後等デイサービス事業所の増加を図るとともに、未設置である児童発達支援事業所について、事業者との協議や開設支援を進めます。

令和元年度末の事業所数		児童発達支援	0か所
		放課後等デイサービス	1か所
令和5年度末の事業所数	目標値	児童発達支援	1か所
		放課後等デイサービス	2か所

【目標4】 医療的ケア児等に関するコーディネーター^(※)の配置（一部追加）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

○ 調布市の考え方

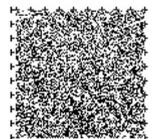
協議の場については、令和3年3月までに設置予定の「医療的ケア児支援関係機関連絡会」において、今後も医療的ケア児等への支援体制の充実、関係機関の連携を図ります。

コーディネーターについては、「障害児（者）医療的ケア体制支援事業」として、平成30年度から障害福祉課に医療・福祉両面における支援のコーディネートを行う障害者福祉医療等相談員（看護師）を配置しており、今後も配置を継続します。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進めます。

令和元年度末のコーディネーター ^(※) 配置数		2人
令和5年度末のコーディネーター ^(※) 配置数	目標値	3人

※ 東京都が実施する「医療的ケア児コーディネーター養成研修」を修了した職員



6 相談支援体制の充実・強化等（第6期障害福祉計画）

地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

※ 第6期からの新たな項目です。

(1) 第6期計画における成果目標

【目標】相談支援体制の充実・強化等

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

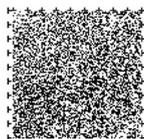
- ① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み
- ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み
- ③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み

○ 調布市の考え方

調布市では、これまでも市内相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」により、相談支援専門員の質の向上や情報共有等相談支援体制の強化に努めてきており、基本指針に定める体制は既に一定程度整っていると考えます。

引き続き、基幹相談支援センターである障害福祉課を中心とし、「サービスのあり方検討会」の活動を主として相談支援体制の強化を図ることとし、活動指標に定める各項目は、「サービスのあり方検討会」の年間開催数を設定します。

項目		令和元年度 実績	令和5年度 目標値
総合的・専門的な相談支援の実施		有	有
地域の相談支援 体制の強化	専門的な指導・助言件数	6件	6件
	人材育成の支援件数	6件	6件
	連携強化の取組の実施回数	6回	6回



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (第6期障害福祉計画)

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

※ 第6期からの新たな項目です。

(1) 第6期計画における成果目標

【目標1】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

- ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

○ 調布市の考え方

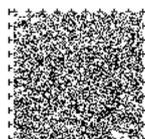
各種研修への参加人数については、市職員の参加に加え、市独自の指標として、調布市福祉人材育成センターが実施する専門研修への参加人数をあわせて目標値として定めます。

審査結果の分析及び結果の共有については、事業者への集団指導等により実施することとします。



項目		令和元年度 実績	令和5年度 目標値
障害福祉 サービス等 に係る各種 研修の活用	東京都が実施する研修への 市職員 ^(※1) の参加人数	30人	40人
	調布市福祉人材育成センターが 実施する「専門研修」の参加人数	242人	300人
障害者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有	体制の有無	無	有
	実施回数	0回	1回

※1 障害福祉課及び子ども発達センターで相談支援等の業務に従事する職員

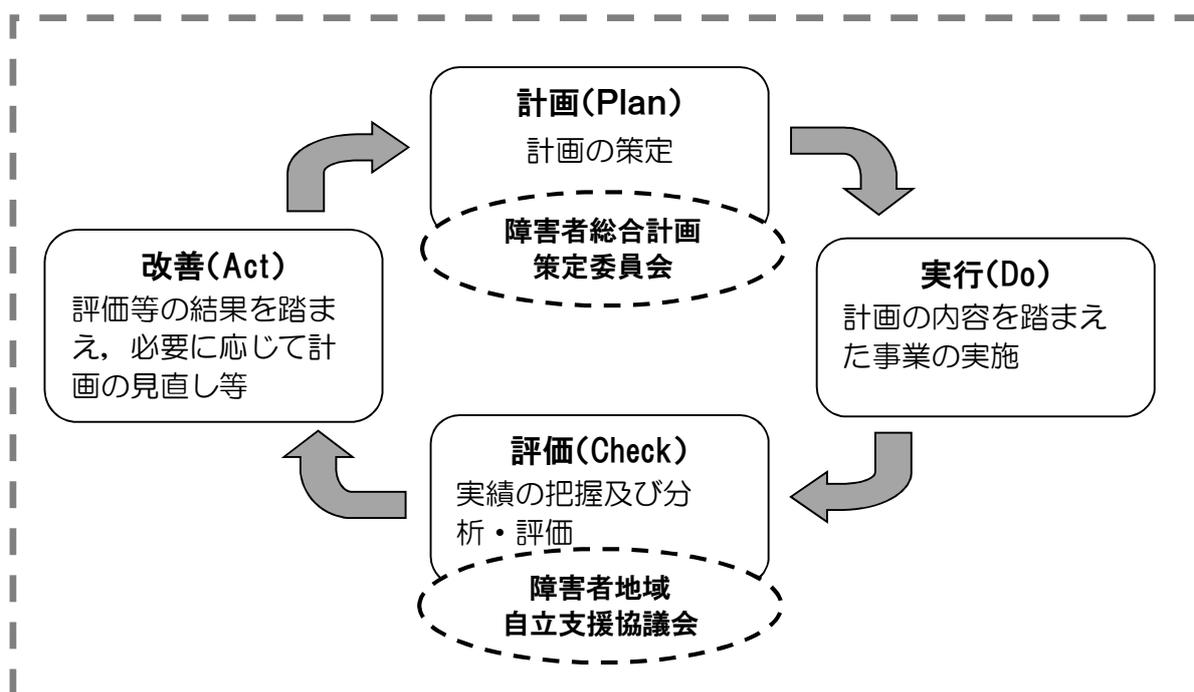


第6章 計画の推進

1 計画の進捗状況の点検・評価

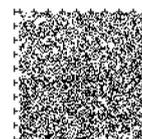
この計画で定めた事業計画等に対する進捗状況については、毎年、「調布市障害者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を行います。

■「調布市障害者総合計画」におけるPDCAサイクルイメージ図

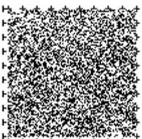
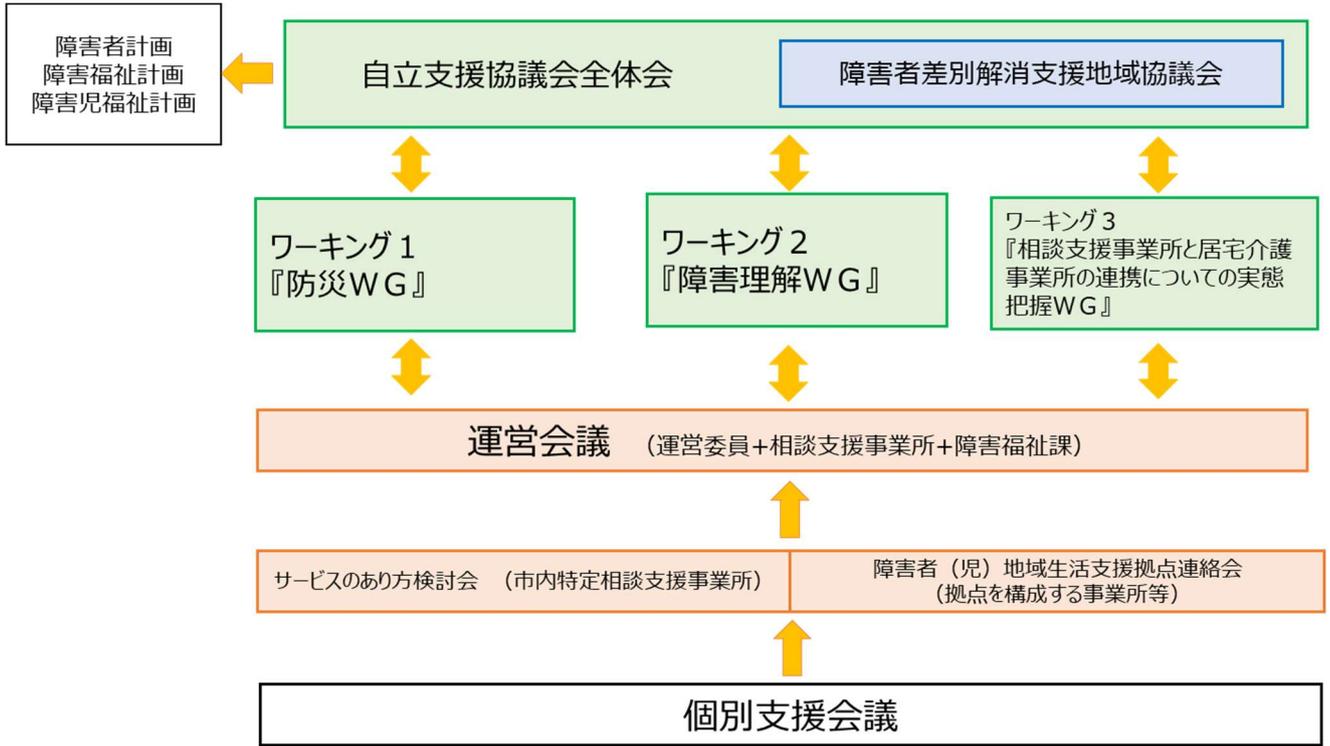


調布市障害者地域自立支援協議会では、計画の進捗状況や制度、社会等の変化を踏まえ、障害のある方の地域生活におけるその時々の課題に沿った検討テーマを設定し、より良い地域づくりのために協議、検討を行っていきます。

調布市障害者地域自立支援協議会は、障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」と一体的に設置・運営を行い、障害者差別の解消及び障害理解の推進を図っています。



■ 調布市障害者地域自立支援協議会の構成（令和2年度）



2 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、現時点では今後の終息の見込みも不透明となっています。

障害福祉サービス等の提供体制を含め、この計画で定めた内容についても、感染拡大の影響等により、内容の見直しが必要となる可能性も考えられます。

また、国においても、コロナ禍での臨時的な取り扱いや、令和3年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定へ向けた議論においても、日中活動系サービスの在宅利用や、サービス提供におけるICTの活用なども検討されており、障害福祉サービスのあり方自体も今後変化していくことが想定されます。

市では、そのような中でも、計画で定めた内容や施策の必要性を認識し、可能な範囲で推進していくとともに、感染症対策等の事業者支援を今後も必要に応じて随時検討・実施しながら、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、障害のある人とその家族の地域生活を支えていきます。

